

令和7年度鳥取県教育職員免許法認定講習実施要項

(特別支援学校教諭普通免許状取得認定講座)

1 目的

特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の教職員等に特別支援学校教諭普通免許状（二種）を取得させ、現職教職員の資質向上を図ることを目的とする。

2 主催

鳥取県教育委員会

3 受講対象者

- (1) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を所有し、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に勤務する管理職及び主幹教諭、教諭、常勤講師（定数内講師・代員）、非常勤講師で、特別支援学校教諭普通免許状（二種）の取得を希望する者。

- (2) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を所有し、鳥取県教育委員会事務局、鳥取県内の市町村教育委員会事務局、鳥取県庁の知事部局等に所属している教員のうち、特別支援学校教諭普通免許状（二種）の取得を希望する者。

※常勤講師、非常勤講師においては、鳥取県内で令和7年度に任用がある者に限る。

※研修期間中・産休中・育児休業中等である場合は受講することができない。

※鳥取県内の申込者を優先し、定員に空きがある場合には、鳥取県外の申込者も受講を認める。

4 単位の認定方法（受講者）

受講科目について、講義時間数の5分の4以上出席し、試験又はレポートによる成績審査に合格した者に単位修得証明書を授与する。

5 聴講対象者（鳥取県内の学校等に勤務する教職員を対象とする）

- (1) 特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に勤務する管理職及び主幹教諭、教諭、常勤講師（定数内講師・代員）、非常勤講師、養護教諭又は鳥取県立学校実習教諭、実習助手及び寄宿舍指導員で、特別支援教育についての理解推進を図ることを目的として、聴講を希望する者。

- (2) 鳥取県教育委員会事務局、鳥取県内の市町村教育委員会事務局、鳥取県庁の知事部局等に所属している教員のうち、特別支援教育についての理解推進を図ることを目的として、聴講を希望する者。

※試験又はレポートによる成績審査は無し（単位修得不可）。

※研修期間中・産休中・育児休業中等である場合は聴講することができない。

※（1）の養護教諭又は鳥取県立学校実習教諭、実習助手及び寄宿舍指導員で、「12 教育職員免許状の取得に関する事項（1）（2）」の条件を満たし、本講習の受講を希望する場合は、特別支援教育課に確認すること。

6 受講者及び聴講者の決定

- (1) 会場の収容人数等の都合により、定員を超えた場合は、鳥取県内の教諭の受講を優先する。

- (2) 受講者及び聴講者の決定については、7月上旬に通知する予定。

7 開設科目及び日程等

科 目		講座名	中心となる 領域 含む領域	単 位 数	期 間	担当講師	定 員	会 場
特別支援教育の基礎理論に関する科目		障がい児教育論		1				
特 別 支 援 教 育 領 域 に 関 す る 科 目	心身に障害のある幼児児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障がい児の病理	視覚障害者	1				
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障がい児指導法	視覚障害者	1	8 月 2 3 日 (土) 2 4 日 (日)	鳥取大学 准教授 渡邊正人	110	とりぎん 文化会館
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障がい児の病理	聴覚障害者	1	8 月 1 8 日 (月) 1 9 日 (火)	筑波大学 教授 小渕千絵	110	鳥取県庁
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障がい児指導法	聴覚障害者	1				
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障がい児の心理	知的障害者	1	7 月 3 0 日 (水) 3 1 日 (木)	広島大学 名誉教授 若松昭彦	110	西部総合 事務所
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障がい児指導法	知的障害者	1	7 月 2 8 日 (月) 2 9 日 (火)	広島都市学園大学 教授 竹林地毅	110	西部総合 事務所
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由教育総論	肢体不自由者	1				
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱児教育総論	病弱者	1	8 月 7 日 (木) 8 日 (金)	大阪教育大学 教授 平賀健太郎	110	県教育セ ンター
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
免 許 状 に 定 め ら れ る こ と と な る 特 別 支 援 教 育 領 域 以 外 の 領 域 に 関 す る 科 目	心身に障害のある幼児児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	重複・発達障がい者教育総論	重複・LD等	1				
	心身に障害のある幼児児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者					

※斜線の講座は令和8年度実施予定

8 会場

会 場	講 座 名	期 日
鳥取県庁 鳥取市東町一丁目271番地 (0857-26-7575)	聴覚障がい児の病理	8月18日(月)～19日(火)
県教育センター 鳥取市湖山町北5丁目201番地 (0857-28-2321)	病弱児教育総論	8月 7日(木)～ 8日(金)
とりぎん文化会館 鳥取市尚徳町101-5 (0857-21-8700)	視覚障がい児指導法	8月23日(土)～24日(日)
西部総合事務所 米子市糺町1丁目160 (0859-34-6211)	知的障がい児指導法	7月28日(月)～29日(火)
	知的障がい児の心理	7月30日(水)～31日(木)

※駐車台数に限りがあるので、できる限り公共交通機関の利用や乗り合わせで来場すること。

9 費用

- (1) 受講料及び聴講料は、資料代として1講座につき500円を徴収する。
(2) 旅費・教材費等の実費は受講者及び聴講者の負担とする。

10 時間割 (2日間1単位)

時 間	第1日	第2日
9:00 ～ 9:15 9:15 ～ 9:30	受 付 開 講 式 オリエンテーション	
9:30 ～ 11:00	講 義 ①②	講 義 ⑨⑩
11:00 ～ 11:10	休 憩	
11:10 ～ 12:40	講 義 ③④	講 義 ⑪⑫
12:40 ～ 13:40	昼 食 ・ 休 憩	
13:40 ～ 15:10	講 義 ⑤⑥	講 義 ⑬⑭
15:10 ～ 15:20	休 憩	
15:20 ～ 16:05 16:05 ～ 16:50	講 義 ⑦⑧	講 義 ⑮
		試験またはレポート
16:50 ～		閉 講 式
※ 単位認定条件にレポートがある場合は、講座担当講師の指示に従い提出すること。		

1 1 受講及び聴講の手続き、申込期限

受講及び聴講者	手続き	申込期限
鳥取県内の市町村（学校組合）立学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園教職員	①受講希望者又は聴講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）又は聴講申込書【個人用】（別紙様式3）を校長（園長）へ提出 ②校長（園長）は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）又は聴講申込書【所属用】（別紙様式4）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）又は聴講申込書【個人用】（別紙様式3）と併せて市町村（学校組合）教育委員会へ提出 ③市町村（学校組合）教育委員会は、校長（園長）から提出された書類一式をとりまとめて、所管の教育局（特別支援教育担当者）へ提出（ <u>Excel ファイルのパスワードについては通知文参照</u> ） ④教育局は、市町村（学校組合）教育委員会から提出された書類一式をとりまとめ、鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課へ提出	②6月 3日（火） ③6月 5日（木） ④6月10日（火）
鳥取県内の市町村（学校組合）教育委員会事務局に所属している教員	①受講希望者又は聴講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）又は聴講申込書【個人用】（別紙様式3）を所属長へ提出 ②所属長は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）又は聴講申込書【所属用】（別紙様式4）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）又は聴講申込書【個人用】（別紙様式3）と併せて所管の教育局（特別支援教育担当者）へ提出（ <u>Excel ファイルのパスワードについては通知文参照</u> ） ③教育局は、市町村（学校組合）教育委員会から提出された書類一式をとりまとめ、鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課へ提出	②6月 5日（木） ③6月10日（火）
鳥取県立学校教職員 鳥取大学附属学校・園教職員 鳥取県内の私立学校・園教職員 鳥取県教育委員会事務局、鳥取県庁の知事部局等に所属している教員	①受講希望者又は聴講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）又は聴講申込書【個人用】（別紙様式3）を校長（園長）又は所属長へ提出 ②校長（園長）又は所属長は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）又は聴講申込書【所属用】（別紙様式4）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）又は聴講申込書【個人用】（別紙様式3）と併せて鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課へ提出（ <u>Excel ファイルのパスワードについては通知文参照</u> ）	②6月10日（火）
鳥取県外の学校・園教員	①受講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）を校長（園長）へ提出 ②校長（園長）は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）と併せて、鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課へ提出（ <u>Excel ファイルのパスワードについては通知文参照</u> ）	②6月10日（火）

1.2 教育職員免許状の取得に関する事項

- (1) 二種免許状取得には、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有することが必要である。
- (2) (1) の免許を取得後、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員として良好な成績で3年以上の勤務経験(養護教諭、鳥取県立学校実習教諭、実習助手及び寄宿舍指導員としての勤務経験は含めない)が必要である。
- (3) 教育職員免許状の取得に係る必要単位数等については、別紙1「特別支援学校教諭免許状(二種)取得について」及び別紙2「鳥取県教育職員免許法認定講習Q&A」を参考とすること。鳥取県立学校については、特別支援学校教諭免許状データベースも合わせて参考とすること。

1.3 その他

- (1) 鳥取県内の受講者及び聴講者の出席の取扱いは下記のとおりとする。

教諭 指導主事等 常勤講師 (定数内講師、代員)	県立学校 県教育委員会事務局等	職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号を適用(義務免)
	市町村(学校組合)立小・中・義務教育学校	教育公務員特例法第22条第2項を適用(研修) 【勤怠システムの入力方法】 勤労管理－就労申請－休暇(年休以外)から、「研修」を選択
非常勤講師	免許法認定講習日に勤務の割振りがある場合	上記、県立学校及び市町村(学校組合)立小・中・義務教育学校と同様
	免許法認定講習日に勤務の割振りがない場合	手続きの必要なし

※上記以外の受講者及び聴講者については、所属長と相談の上、受講又は聴講のこと。

- (2) 受講及び聴講決定後の辞退又は欠席については原則として受け付けないが、やむを得ない事情で辞退又は欠席する場合は、速やかに鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課へ連絡するとともに、受講者については所属長を通じて辞退(欠席)届(別紙様式5)を特別支援教育課までパスワードを付してメールで提出すること。(tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp)
- (3) 自然災害や天候不順等により、開催の可否について判断を要する場合には、当日の午前6時までに特別支援教育課ホームページに延期又は日程変更の連絡を掲載するので必ず確認すること。
(ホームページ URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/120757.htm>)



1.4 問合せ先

内容	問合せ先
鳥取県教育職員免許法認定講習の受講及び聴講に関すること ※質問票によりファクシミリまたは電子メールで問い合わせること	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 指導担当 ファクシミリ 0857-26-8101 電子メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp
特別支援学校教諭二種免許状の申請に関すること ※質問票によりファクシミリまたは電子メールで問い合わせること	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 企画担当 電話 0857-26-7924 ファクシミリ 0857-26-8101 電子メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp